

# 一般社団法人三重県トラック協会 定期発送のご案内



令和2年1月

## CONTENTS

	頁
◆新年のご挨拶 ～～一般社団法人三重県トラック協会 会長 小林俊二～～	2
◆政策協議会のご報告	3
◆第12回トラック輸送における取引環境・労働時間改善三重県協議会のご報告	3
◆青年塾開催結果報告及び部会員募集について	4
◆運転者の体調急変に係る事故の発生を踏まえた管理の徹底について	4
◆降積雪期における輸送の安全確保について	5
◆運行管理者 一般講習 ご案内	6
◆整備管理者 選任前研修 別紙にてご案内しています	7
◆整備管理者 選任後研修 ご案内	7
◆特殊車両通行許可のオンライン申請勉強会 開催 再案内	7
◆適正化事業巡回指導実施結果 (令和元年10月～令和元年12月)	8
◆令和元年度 助成金の申請期限について ご注意	9
◆適性診断 対象機関追加のお知らせ	9
◆令和2年度 助成金について	10
◆令和元年度国交省補正予算 補助金について	10
◆全日本トラック協会優秀運転者顕章 (金・銀十字章)	10
◆チャレンジ123達成チーム記念品申込みについて	10
◆新入会員様のご紹介	10
◆会員様の所在地名称・変更等	11

====

一般社団法人三重県トラック協会  
<http://www.santokyo.or.jp>  
TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095



～～ ご意見ご相談等をお寄せ下さい。 ～～



## 新 年 の ご 挨 拶

一般社団法人三重県トラック協会  
会長 小林俊二

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。昨年賜りましたご高配に対し厚く御礼申し上げます。

また、新年を迎へ、産業活動や国民生活を支える物流分野の責務を担うため、会員の皆様が日夜ご努力されておられることに対し、心から敬意と感謝の意を表します。

さて、昨年は、米中貿易戦争の激化により、中国向けを中心とした輸出の低迷を背景に、製造業の生産活動は伸び悩んだものの、前半は、内需は底堅く推移してまいりましたが、後半は消費税率の引き上げや台風による被害が悪影響を及ぼし、後退局面入りの可能性があるなか、国内景気は世界経済の減速など懸念材料も多く、不透明感が強まってまいりました。

我々トラック運送業については、生産年齢人口の減少による労働者不足が顕著になるなか、昨年4月に働き方改革関連法が施行され、5日の有給休暇の取得義務化(2019年4月1日)、月60時間超の時間外割増賃金率引き上げ(25%→50%)の中小企業への適用(2023年4月1日)、ドライバーの時間外労働の上限規制(年960時間)の適用(2024年4月1日)が順次施行され、労働時間の短縮、長時間労働是正の環境整備を強力に推進することが求められておりますが、トラック輸送の現場においては、荷主都合による荷待ち時間や荷役時間(なかには、荷役作業を手積み手卸しで行うケースもある)が、長時間労働を助長する大きな原因となっており、また、その対価が運賃に反映されていなかったことが、さらに厳しい労働条件(他産業と比べ労働時間が2割長く、賃金が2割低い)に繋がり、一層ドライバー不足の状況に拍車をかけることとなっております。

そういう状況下においても、我々トラック運送事業者においては、安全・環境対策の継続的推進が最大の使命であり、交通事故・労働災害防止等の安全・安心の確保、法令遵守の徹底は、地域・社会の終わることのない要請であるとともに、社会との共生を図る上においても事業の本質であるということから、物流の現場では、コンプライアンス経営を堅持しつつも、徹底した省エネ、コスト削減など、企業防衛に徹した事業展開に努め、これまで通りのサービスの提供を維持して参りましたが、自助努力も限界に達しております。

そこで、トラック協会では、長時間労働が常態化しているトラック運送事業における労働環境・労働時間改善のため、国土交通省及び厚生労働省の両省の主導の下設置された、「トラック運送における労働環境・労働時間改善三重県協議会」で、トラック運送事業における実態を調査、ヒヤリング・パイロット事業を経て、荷主・運送事業者の理解を得つつ、問題解決に向けた全国の実証実験結果をとりまとめた「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の広報・啓発による周知・徹底に努めています。

そして、特に荷待ち時間の長い3分野においては、中央レベルでの「対象輸送分野ごとの懇談会」で洗い出された課題、解決のための検証を行うため、今年より地方協議会の重点実施事項として、対象輸送分野における課題の整理や改善策の検討を進めるとともに、実態のさらなる把握・分析のための調査や、課題解決に資する試験的な取り組みとしての「アドバンス事業」を実施し、これらの問題解決のため、荷主企業との取引環境改善を推進して参ります。

また、平成30年には、経済活動・国民生活を支えるトラック運送事業の健全な発達を図るため、規制の適正化を図るほか、令和6年度から時間外労働の限度時間が設定されることを踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会的インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、議員立法にて、貨物自動車運送事業法の一部改正が可決成立しました。改正の目的は、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があることに鑑み、「規制の適正化」「事業者が遵守すべき事項の明確化」「荷主対策の深度化」「標準的な運賃の告示制度の導入」といった措置を早急に実施していくことにより、ドライバーの労働条件の改善を図り、事業の健全経営に資するよう取り組むこととしています。

そこで、私たちのトラック運送事業は、公共的輸送機関であることを認識し、運輸安全マネジメントの導入推進、事業用自動車総合安全対策の推進・実施、労働災害防止のためのリスクアセスメントの実行、適正な労務管理の施策実行等々の取り組みを推進し、適正・健全な事業運営に努めなければならないと考えております。

また、トラック協会では、トラック運送事業の適正な事業運営の確保を図るため、過重な自動車関係諸税の負担の軽減、高速道路通行料金の引き下げや割引率の拡大や、地球温暖化・排出ガス削減対策問題解決として、渋滞のない円滑な交通道路ネットワークの実現等、山積する諸課題への対策実現に向けた活動等、引き続き、強力な要望活動を展開してまいらなければなりません。

今後においても、業界を取り巻く様々な環境は厳しい情勢が続くものと懸念されますが、国民生活と産業活動を支える基幹産業として維持発展を目指し、会員の皆様と協会が一致結束して現下の諸課題や難局を乗り越えてまいりたいと思っております。

本年も、関係各位には一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## ◆ 政策協議会のご報告

令和元年度第4回政策協議会を開催しました。

### ○政策協議会（支部長会）

日 時 令和元年12月11日（水）12：00～

出席者 小林会長ほか各支部長9名及び専務理事



今後の事業運営についてご協議頂いた後、各支部の事業活動について意見交換を行いました。

## ◆ 第12回トラック輸送における取引環境・労働時間改善三重県協議会のご報告

日 時：令和元年12月16日（月） 13時30分～15時30分

場 所：ホテルグリーンパーク津 6階 葵・橘の間

（委員15名のうち出席委員11名 委員長 名城大学経済学部教授 山本 雄吾氏）

三重県のトラック運送業における取引環境及び労働時間の改善に向けた環境整備を図るため、第12回協議会が上記日時にて開催されました。

協議会では、前年度から中央レベルで開催されている「対象輸送分野ごとの懇談会」の報告について、中部運輸局より説明が行われた後、引き続き、令和元年度「アドバンス事業」の三重県での実施内容について、中部運輸局三重運輸支局より説明の後、三重労働局より、「トラック運送事業者に対する労働時間等説明会」の開催結果が行われました。



### （1）対象輸送分野ごとの懇談会での検討内容について

中央レベルにおいて昨年度から実施されている、荷待ち時間が特に長い3分野（加工食品、建設資材、紙・パルプ）ごとの懇談会において、サプライチェーン全体における効率化及びトラックドライバーの労働時間の改善を図る必要性について提言があり、今年度の三重県協議会の重点実施事項として、紙・パルプ（家庭紙）分野における集団について「アドバンス事業」を実施することが承認された。

### （2）令和元年度「アドバンス事業」の実施について

アドバンス事業は、全国14事業程度の実施を予定しており、三重県においては、紙・パルプ（家紙）の分野において、サプライチェーンに関する発荷主、元請事業者、運送事業者で構成する集団において、外部委託によるコンサルティングを受けながら、課題の整理や改善策の検討等を進め、実態のさらなる把握・分析のための調査や、課題解決に資するための試験的な取り組みを行うことが承認された。

### （3）「トラック運送事業者に対する労働時間説明会」

「荷主及びトラック運送事業者を対象とした周知セミナー」について  
三重労働局より、上記説明会・セミナーの実施状況について報告。

### （4）その他

中部運輸局三重運輸支局より、「最近のトラック運送事業に関する取り組みについて」、「トラック輸送における取引環境・労働改善に向けたロードマップ」について説明。

## ◆ 青年塾開催結果報告及び部会員募集について

12月21日（土）三重県トラック協会 北部輸送サービスセンターにおいて青年塾を開催し、23名が参加しました。

講師を、部会員でもある 三昌運輸倉庫㈱ 渡辺康之 様にお願いし「人材確保の取り組み」について講演いただきました。

欠員がでないために実際に社内で取り組まれていることや、高校生の採用について実例を挙げて具体的にお話いただきました。



**本会趣意** 1. 次代を担う経営者、後継者、管理者等による研鑽活動を通じ、社会に認められる経営者となるために資質の向上を図る。

2. 経済情勢の変化に適合する企業経営を、積極的にリードし得る人材を育成する。

3. 部会活動を通じ交流を深める。

**主な行事** 年数回青年塾と称し研修会を実施しており、他にも他府県青年部等との交流会、情報交換を行っております。

**概要** 三重県トラック協会青年部会 部会長 青山好一 ((有)青山商店荷役)  
部会員 65名

**会員資格** 会員事業者の中で満50歳以下の経営者、後継者、管理者並びにそれに準ずる者

**会費** 年会費 12,000円

**青年部会では随時会員を募集しています。ご入会をお考えの方はご連絡下さい。**

**女性部会員様もご入会頂いております。女性の方も大歓迎です。**

※問い合わせ先 三重県トラック協会青年部会事務局 内藤まで

TEL 059-227-6767 E-mail seinenbu@santokyo.or.jp

## ◆ 運転者の体調急変に係る事故の発生を踏まえた管理の徹底について

昨年12月4日、バスが東京都新宿区の都道を走行中、ハイヤーに追突し、さらに中央分離帯を乗り越え、街路樹に衝突し止まり、ハイヤーの運転手が死亡する事故が発生しました。

事故原因については調査中であるものの、当該バスの運転手がインフルエンザに罹患していたことが判明した事案を受け、国土交通省より安全に運行することができないおそれがある状況での運行を行わないよう、改めて要請がありました。

◇乗務前点呼時において、体調が正常であった場合においても、運転者が運行中に体調が急変し 運行に悪影響を及ぼす場合があります。

下記を徹底し、また、安全に運行をすることができないおそれがある状況での運行は絶対に行わないようお願いします。

①運転者が運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険です。

運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、運転者は、速やかに営業所に連絡して下さい。

②運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示を適切に実施する必要があります。そのための体制整備を行って下さい。

③運転者が体調異変等の報告をしやすいような職場環境を整備して下さい。

④職場内では うがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒を徹底して下さい。

## ◆ 降積雪期における輸送の安全確保について

近年、12月～1月に予想を超える大雪となることが増え、適切な雪道対策が求められます。

もし、交通事故やスリップでトラックが立ち往生してしまうと、周辺道路の大渋滞を招き、迂回路のない地域では大混乱を来します。**降雪地域を運行する場合は、タイヤチェーンを必ず携行する**など、雪道対策を万全に整え出発するようお願い致します。

### point.1

積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底してください。

※スタッドレスタイヤへ交換する際は、ホイール・ボルトの誤組防止、締付トルクの管理を確実に行ってください。

### point.2

点呼時に、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき運転者に適切な指示をしてください。

### point.3

積雪・凍結時における要注意箇所の把握をしてください。

### point.4

気象状況が急変し、安全運行が確保できない場合、運行計画の変更及び利用者への情報提供等の適切な措置を講じてください。

### point.5

スリップの要因となる**急発進、急加速、急制動、急ハンドル**を行わないよう指導すると共に、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底してください。

#### ※チェーン規制について※

大雪特別警報や大雪に対する緊急発表が行われるような異例の降雪があるときに実施されます。

2018年12月14日よりチェーンの装着を指定された区間で規制されている間は、

タイヤチェーンを装着した車両のみ通行可能となりました。

規制区間は全ト協HPよりご確認ください。

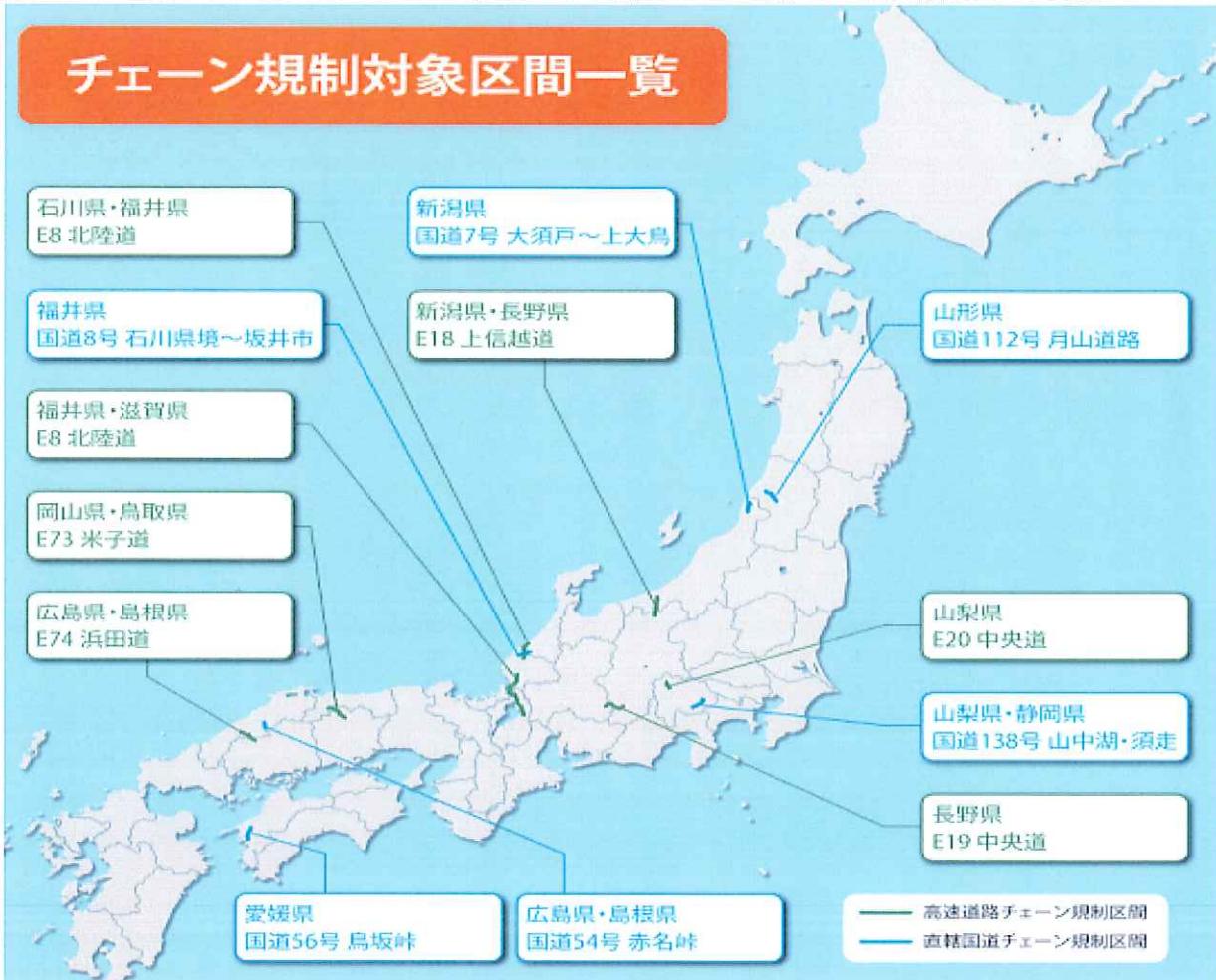
<http://www.jta.or.jp/info/snow.html>

三ト協会HPからもリンクできます。

<http://www.santokyo.or.jp/>



## チェーン規制対象区間一覧



## ◆ 運行管理者 一般講習 ご案内

運行管理者一般講習は下記日程で開催される予定です。 12月末現在発表分

下記の受講対象に該当する運行管理者の皆様はご予定いただきますようお願い申し上げます。

### ◇ 受講対象者

- ①運行管理者に新たに選任された方
- ②運行管理者として選任されている方で  
　　今年度の対象者（2年度に1度受講下さい）
- ③前回受講できなかった運行管理者の方

左記①～③のいずれかに該当する方は  
受講して下さい

【念のため 運行管理者手帳をご確認下さい】

今年度対象者は、前回の受講が29年度（2017年度）  
の方および2年度以上受講されていない方です。

### 運行管理者一般講習

トラック協会助成により 受講料は 【無料】です

自動車事故対策機構		
2020年 <b>2/14(金)</b>	津 メッセウイング・みえ	受付9:30～ 研修 10:00～16:30 同機構のホームページ 講習のご予約からお申込み下さい <a href="https://k-oyaku.nasva.go.jp/">https://k-oyaku.nasva.go.jp/</a>
<b>2/21(金)</b>	四日市 北部輸送サービスセンター	<b>お問い合わせ先</b> ・独立行政法人 自動車事故対策機構三重支所 〒510-0085 四日市市諏訪町4-5 四日市諏訪町ビル8階 TEL059-350-5188 FAX059-350-5189
<b>2/26(水)</b>	和歌山 新宮市役所庁舎別館	

日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会		
2020年 <b>2/21(金)</b>	津 三重県トラック会館	受付9:30～ 研修 10:00～16:00 日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会 ホームページ 一般講習開催のご案内から 受講申込書でお申込み下さい
<b>2/22(土)</b>	松阪 松阪地区輸送サービスセンター	<b>お問い合わせ先</b> 〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル2F TEL 052-589-2216 FAX 052-589-2276

**ご注意** 平成24年4月16日以降に選任届出された 運行管理者の方で、これまで一度も基礎講習 を受講されたことがない場合は 基礎講習の受講が必要となります。

### 12月定期発送 訂正

12月定期郵送物でご案内した 自動車事故対策機構の  
運行管理者一般講習の記載内容に誤りがございました。  
お詫びし、訂正させていただきます。

### ◆自動車事故対策機構 運行管理者一般講習

	正	誤
受付時間	9:30～ ←	13:00～
研修時間	10:00～16:30 ←	13:30～16:10

## ◆ 整備管理者 選任前研修 別紙にてご案内しています

次回開催をご案内します。受講料は【無料】です。

日時：令和2年2月18日（火）

場所：メッセウイング・みえ

別紙にてお申し込み下さい

## ◆ 整備管理者 選任後研修 ご案内

整備管理者選任後研修が下記により開催されます。※受講料無料

この研修は、整備管理者に選任されている方が2年度に1回受講する必要のある研修です。

### 整備管理者選任後研修

〈事前申込み不要〉

三重運輸支局		受付時間13:00～ 研修時間13:30～16:10 津市北河路町19-1 TEL 059-223-4655
1/28(火)	津 メッセウイングみえ	

・対象の整備管理者の方には、受講はがきでご案内しています。

今年度の最終回になります

今年度受講予定で、まだ受講されてない場合は今回受講をお願いします

- ・整備管理者で「昨年度の研修会に出席予定のところ欠席された方」または「昨年度は最初から受講を予定しておらず昨年度の受講履歴がない方」は、今年度受講する必要があります。直近の受講済みカードにて受講履歴をご確認ください。
- ・昨年の欠席者への個別案内はしておりません。受講対象に該当する場合は受講をお願いします。

## ◆ 特殊車両通行許可のオンライン申請勉強会 開催 再案内

先月の郵送物でご案内しております **特殊車両通行許可のオンライン申請勉強会は、まだ空きがございます。先着20名限定少人数ですが受付可能ですのでお電話でお申し込み下さい。**

### 特殊車両通行許可 オンライン申請 勉強会

日時

**1月24日(金) 10:00～16:30**

場所

三重県トラック協会(津) 2階 会議室

津市桜橋3丁目53-11 TEL 059-227-6767

内容

パソコンでオンライン申請の実習を行います。

例題① → パソコンの基本設定と単車の特車申請

（新規格車/総重量25t 車の申請実習）

例題② → セミトレーラ連結車のパソコン特車申請と個別相談

\* 今回は、特殊車両通行許可制度の概要説明は省略します。

◇電話でお申し込み下さい。三重県トラック協会 業務部あて

TEL **059-227-6767**

定員に達した場合はご容赦下さいませ

「一般的制限値」=【一定の大きさや重さ】

道路を走行できる車両の幅・高さ・長さ・重さ等の最高限度で、一項目でも超える場合は、特殊車両通行許可が必要で、許可が無ければ道路を走行することができません。

【幅】 2.5m 【長さ】 12m

【高さ】 高速・指定道路 4.1m  
その他の道路 3.8m

【重さ】 高速・指定道路 25t  
(総重量) その他の道路 20t

【軸重】 10t

【隣接軸重】

- ・隣の車軸の軸距が1.8m未満 18t
- ・隣の車軸の軸距が1.3m以上かつ隣の車軸の軸重が9.5t以下 19t
- ・隣の車軸の軸距が1.8m以上 20t

【輪荷重】 5t 【最小回転半径】 12m



# 適正化事業巡回指導実施結果 (令和元年10月～令和元年12月)

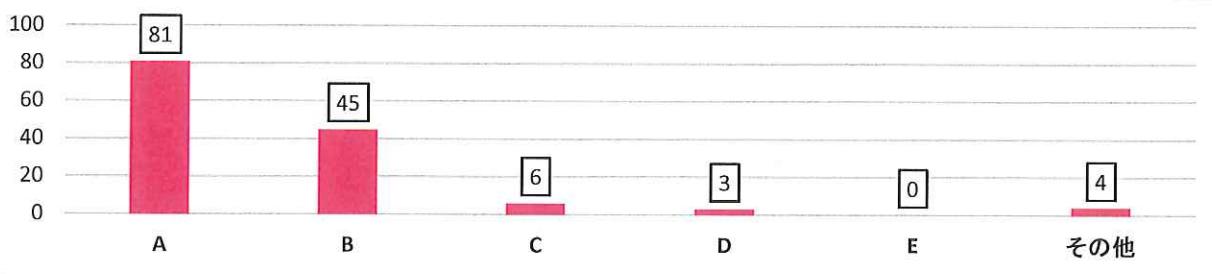
三重県貨物自動車運送適正化事業実施機関

## 1. 巡回実施件数

支部名	桑員	北勢	鈴鹿	津	松阪	南勢	伊賀	紀北	南紀	会員外	合計
通常巡回指導	16	28	25	16	16	9	5	5	0	8	128
新規巡回指導	3	1	1	0	2	1	1	0	0	1	10
特別巡回指導	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
合 計	19	29	26	16	19	10	6	5	0	9	139

\*巡回案内は巡回計画のもと運輸支局長名で送付されます。キャンセルが度重なると支局監査となる可能性があります。

## 2. 総合評価 38項目の「適」と「否」判断を行い「A～E」と「その他」で評価を行っています。



以下の①～⑨は重点項目です。「否」となった場合は、総合評価が1ランク下がります。

- |                                    |                       |
|------------------------------------|-----------------------|
| ①「運行管理者の選任・届出」                     | ⑥「特定運転者の適性診断」         |
| ②「過労防止を配慮した勤務時間・乗務時間・休憩時間・睡眠時間の管理」 | ⑦「整備管理者の選任・届出」        |
| ③「点呼の実施・記録・保存」                     | ⑧「点検・整備を行い点検整備記録簿を保存」 |
| ④「輸送の安全確保に必要な指導監督」                 | ⑨「健康診断の実施・記録・保存」      |
| ⑤「特定運転者の特別な指導」                     |                       |

## 3. 改善要請が多い項目

順位	改善要請事項	確認件数	否の件数	割合
①	特定の運転者に対して特別な指導を行ってください。	79	15	19.0%
②	乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行ってください。	135	24	17.8%
③	点呼の実施及びその記録、保存をしてください。	136	24	17.6%
④	特定の運転者に対して適性診断を受けさせてください。	98	11	11.2%
⑤	運輸安全マネジメントを実施してください。	135	15	11.1%
⑥	事業報告書及び事業実績報告書を提出してください。(本社巡回に限る。)	94	7	7.4%
⑦	所要の健康診断を実施し、その記録・保存を適切に行ってください。	135	9	6.7%
⑧	定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等を保存してください。	135	9	6.7%

\*特定の運転者とは、初任者(1年以内に雇入れた者)、高齢者(65歳以上の者)、事故惹起者です。

1項目でも「否」を指摘させていただいた事業者様には改善をお願いしています。

改善項目については3ヶ月の期間を設け、改善報告書と状況が判る書類の提出をお願いします。

なお、改善報告書をご提出いただけない事業者様は、運輸支局に報告を行う必要があります。

## ◆ 令和元年度 助成金の申請期限について ご注意

重要

受付を 終了した 助成制度 R2.1.7 現在

・上位運転免許・安全衛生法等関係資格

予算がある **助成制度の最終締切日** は **令和2年1月31日(必着)** です。  
なお、平成31年 2月～令和元年 9月の実施分は**12月末で申請受付を終了しました。**  
**10月以降に実施されたものは速やかに申請してください。**

【 トラック協会の助成金 申請期限 】 助成申請が可能となる起算日から **3ヶ月以内** です  
起算日(支払日・車検証等の日付)から「3ヶ月後の同日」を申請期限とします。

### 3ヶ月後の同日の取り扱い

- \* 郵送での提出は、『〆切日の消印有効』です。但し土・日・祝日の場合は、翌日までが対象です。
- \* 直接持参にて提出いただく場合、土・日・祝日などトラック協会の休業日が〆切日となる場合は、翌営業日まで受付を致します。
- 但し、**最終締切日 令和2年1月31日**に限り申請書は **必着** とさせていただきます(一部を除く)
- \* 予算に達した時点で、受付は終了させていただきますので、ご了承ください。
- ※ 申請期限内に申請いただかない場合は受付できません。ご注意下さい。(詳細はHPをご覧下さい)

### 最終締切日の取扱い

1月末頃の実施で領収書など、発行元からの書類が届かず申請締切に間に合わない場合は、  
**申請書を1月31日迄に提出し、添付書類は2月14日までに提出してください。**

**但し領収書など、発行元からの書類は1月末迄の日付に限ります**

重要

平成31年2月1日～令和2年1月31日の間に実施したものは1月31日が申請締切日です。  
実施後3ヶ月以内の申請であっても最終締切日「1月31日」までに申請をしていただかない場合は受付できませんのでご注意下さい。

## ◆ 適性診断 対象機関追加のお知らせ

適性診断助成において、対象機関が追加となりましたのでお知らせいたします。2020年**1月受診の分**から対象となりますのでご活用ください。なお、他の指定機関等は当協会のホームページにてご確認ください。

機 関 名 : 津ドライビングスクール

住 所 : 〒514-0053 三重県津市博多町3番15号

電 話 番 号 : 059-224-0188

診 断 名 : 一般診断・初任診断・適齢診断など

実 施 日 : 毎週木曜日 10:00～ 14:00～

\* 2020年1月中旬以降に日曜日も実施する予定です。

予約などの詳細は直接実施機関へご確認ください。



## ◆ 令和2年度 助成金について

### 助成金

令和2年度の助成金事業については現在検討中です。詳細は6月頃の定期発送にてご案内予定です。また、助成対象としましては、令和2年2月1日以降に実施(購入・リース・借入・資格取得)されたものを予定しています。

## ◆ 令和元年度国交省補正予算 補助金について

令和元年度国交省補正予算において、テールゲートリフター及びクレーン車、フォールドデッキの導入補助金が予定されています。今年1月開会の、通常国会における予算成立後、詳細が決まり次第、ホームページにアップいたしますのでご確認ください。

## ◆ 全日本トラック協会優秀運転者顕章（金・銀十字章）

8月に、ご推薦いただきました「全日本トラック協会優秀運転者顕章」の受章者が、  
12月開催の(公社)全日本トラック協会の理事会にて承認され決定いたしました。  
表彰状とバッジを送らせていただきます。



## ◆ チャレンジ123達成チーム記念品申込みについて

三重県主催の互いに安全運転を呼び掛けながら123日間無事故・無違反に挑戦する「チャレンジ123」に参加の会員様宛には、1月初旬に「チャレンジ実行委員会事務局」から封書(達成・非達成ハガキ同封)が送付されております。

トラック協会は交通安全対策事業の一環で参加費の一部を助成し、  
達成したチームには副賞としてQUOカードと賞状を贈呈しています。

※トラック協会への『達成チーム記念品申込み』の

申込期限、**1月24日(金)**までにFAXか郵送でお申し込み下さい。



## ◆ 新入会員様のご紹介

会員名	岡島物流(株) 三重営業所	T E L	0567-68-8331
代表者名	佐々木 雅章	F A X	0567-68-1570
支 部	桑名支部	規 模	車両5両、従業員5名
所在 地	〒498-0815 桑名郡木曽岬町白鷺630		
会員名	(株)多摩流通 桑名営業所	T E L	0594-82-5586
支 部	桑名支部	F A X	0594-82-5587
所在 地	〒511-0125 桑名市多度町力尾字沢地4030	規 模	車両5両、従業員10名
会員名	(有)サクラテック	T E L	059-327-7277
代表者名	曾根 智子	F A X	059-327-7278
支 部	北勢支部	規 模	車両5両、従業員9名
所在 地	〒510-0013 四日市市富士町1-147		
会員名	(株)中日三重サービスセンター	T E L	059-236-6000
代表者名	川井 孝啓	F A X	059-236-6001
支 部	津支部	規 模	車両5両、従業員12名
所在 地	〒514-0131 津市あのつ台1丁目1番地2		
会員名	(株)アシスト三重	T E L	0598-23-4669
代表者名	中瀬 健嗣	F A X	0598-23-4669
支 部	松阪支部	規 模	車両6両、従業員6名
所在 地	〒515-0056 松阪市宝塚町80-3 メゾンシグナスB棟103号		

## ◆ 会員様の所在地名称・変更等

鈴鹿支部  
津支部  
旧営業区域

(株)三重サービス  
美杉陸運(有)  
藤園運輸(有)

代表者/田中 和博  
退会  
退会



\* ご意見ご相談等をお寄せ下さい \*